

鹿 児 島 県 公 報

平成22年6月1日（火）第2603号の3



鹿児島県

発行 鹿児島県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編集 総務部学事法制課

定例発行日（毎週火、金）

定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

○争議行為の予告

（雇用労政課取扱い） 1

告 示

鹿児島県告示第664号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成22年5月26日付けをもって、全日本海員組合組合長代理鹿児島支部長勘場賢次から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成22年6月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 事件

平成22年度労働協約改定交渉に関する要求

2 争議行為の日時

平成22年6月6日（日）下記各航路の始発時から問題の完全解決に至るまでの間

3 争議行為の場所

(1) いわさきコーポレーション株式会社（大隅交通ネットワーク）

鴨池・垂水フェリー発着場所（鴨池港及び垂水港）及びその付近

(2) いわさきコーポレーション株式会社（鹿児島商船）

高速船トッピー発着場所（鹿児島本港、種子島港及び屋久島港）及びその付近

4 争議行為の概要

上記の場所において、組合の指令によるストライキ開始時から解除までの間、保安要務を除く一切の作業を行わない。